

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

No.402 2024/6/18

**NEW !**

### 1 第2回個別品目ごとの表示ルール見直し分科会開催について

消費者庁は、2024年6月18日、標記分科会を開催しました。

議題と1.2にかかると一般社団法人 日本食肉加工協会からの説明概要は次のとおり。

#### 1. 開会

#### 2. ハム類及びソーセージの個別品目ルールの説明及びヒアリング(一般社団法人日本食肉加工協会)

ハム類は、別表3(定義)について、現在JASの見直しを進めている。JAS見直しとの整合性や、製造実態に合うよう定義の修正を要望。(製造工程においてケーシングを行うことが必須となっているが、ケーシングなしでの製造も可能としたい。)

ソーセージは、別表3(定義)について、現在JASの見直しを進めている。JAS見直しとの整合性や、製造実態に合うよう定義を修正したい。

- ・セミドライソーセージ、ドライソーセージ及びリオナソーセージの定義に、使用できる原材料として「牛の脂肪層」を追加する。
- ・ドライソーセージの定義を、食品衛生法で認められている加熱殺菌が読み取れるように改正する。

以上のことは、本年度予定されているJAS見直しに合わせ、ハム類、ソーセージの定義の見直しのみを先行してご審議いただきたい。本改正部分以外は、今後業界で検討します、と説明しました。

#### 3. チルドハンバーグステーキ及びチルドミートボールの個別品目ルールの説明及びヒアリング(一般社団法人日本食肉加工協会)

販売温度帯等による表示方法の違いによる個別ルールの存在が食品表示の複雑さの一因となっており、横断ルールのみでも現行の食品表示と同様に表示することができ、消費者への分かり易さにつながることから、個別基準を維持することの特段の意義は認められないため、横断的基準に移行することを要望する。

#### 4. チルドぎょうざ類の個別品目ルールについて

#### 5. 閉会

以上の要望事項は本分科会で了承されました。

資料は次に掲載されています。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/meeting\\_materials/rev\\_iew\\_meeting\\_012/038213.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/rev_iew_meeting_012/038213.html)